

議案第28号

墨田区立学校不登校対策基本方針の策定について

上記の議案を提出する。

平成30年7月5日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり定める。

(提案理由)

区立学校における不登校対策の充実を図るため、教育委員会としての基本方針及び方策を示す必要がある。



墨田区立学校不登校対策基本方針

平成 30 年 7 月 日

教育委員会決定

1 基本方針策定のねらい

不登校については、児童・生徒本人に起因する特有の事情によって起こるものとして全てを捉えるのではなく、取り巻く環境によって、どの児童・生徒にも起こり得ることとして捉える必要がある。

また、不登校という状況が継続し、結果として十分な学校教育が受けられない状態が続くことは、教科学習の未履修という面にとどまらず、自己肯定感の低下を招くなど、本人の進路や社会的自立のためにも望ましいことでない。

豊かな人間性や社会性、生涯を通じた学びの基礎となる学力を身に付けるなど、全ての児童・生徒がそれぞれの自己実現を図り、社会の構成員として必要な資質・能力の育成を図ることは喫緊の課題であって、早急に不登校に関する具体的な支援策を講じる必要がある。

そのため、墨田区立学校不登校基本方針を策定し、不登校の未然防止、早期対応、中期・長期的な対応に努める。

2 不登校の定義

不登校とは、次の(1)の状況であり、かつ(2)の要件に当てはまる場合をいう。

- (1) 「相当の期間学校を欠席する児童・生徒であって、学校における集団の生活に関する心理的な負担、その他の事由のために就学が困難である状況」

【義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律・第二条】

- (2) 「30日以上欠席者のうち「病気」や「経済的理由」等を除いたもの」

【児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査】

3 不登校への基本的な考え方

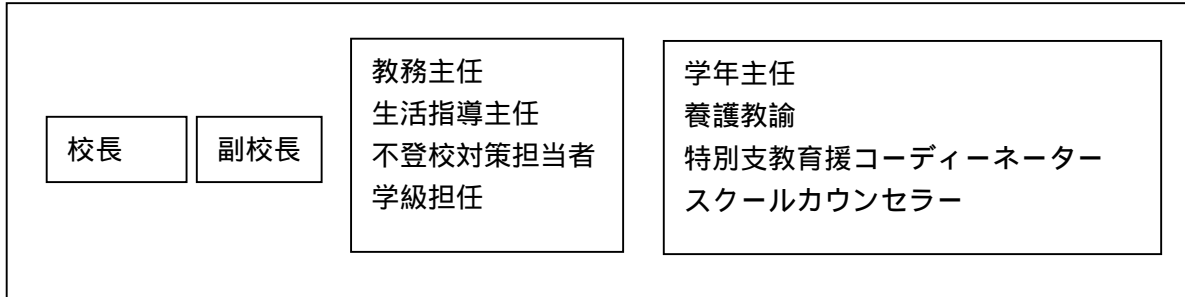
不登校に対する基本的な考え方は、次の3点である。

- (1) 不登校については、児童・生徒の問題行動として捉えるのではなく、様々な原因により登校に困難を生じている状態であり、どの児童・生徒にも起こり得るものとして捉えること。
- (2) 不登校状況が継続し、十分な支援が受けられない状況が継続することは、本人の進路や社会的自立のために望ましくなく、支援を行うことが重要であること。
- (3) 児童・生徒に対して教育が果たす役割は大きく、学校や教育委員会は児童・生徒や家庭への働き掛け、関係機関との連携協力等のネットワークによる支援を図ること。

4 不登校対策のための校内組織等

各学校は、学校における不登校対策を、組織的、計画的に行うため、以下の組織及び役割を設ける。

- (1) 不登校防止対策を実効的に行う組織として、不登校防止対策委員会を設置し、校務分掌に不登校対策担当者を置く。不登校防止対策委員会の構成は、校長、副校長、教務主任、生活指導主任、不登校対策担当者その他、校長が指名するものとする。



- (2) 「不登校対策担当者」は、事前の対策、事後の対応について意思決定を行い、全ての教職員が不登校等の問題に取り組むための指導的役割を果たすとともに、以下の役割を担う。

- ア 不登校の相談、通報の窓口
- イ 情報の収集と記録の保管
- ウ 児童・生徒・保護者への組織的な対応
- エ 関係機関への連絡調整
- オ 小・中学校の連携強化のための引き継ぎシートの管理

5 不登校予防の視点

各学校は、以下の視点を重視して、不登校の予防に努める。

- (1) 魅力ある学校・学級づくり

学校における不登校の取組については、児童・生徒が不登校になってからの事後的な対応に限らず、児童・生徒が不登校にならない、魅力ある学校・学級づくりを目指すとともに、児童・生徒の個別の状況に必要な配慮や働きかけを行うことで不登校の未然防止に努める。

- (2) 自己肯定感を育む指導

児童・生徒にとって、自己が大事にされているか、認められているかなど、精神的な充実感を得られるような自己肯定感を育む指導を行う。

- (3) 専門性を活用した不登校要素のある児童・生徒への支援（学級担任・他の教員・SC等）

不登校要素のある児童・生徒の効果的な支援のためには、児童・生徒の状況をもっとも理解している学級担任が中心となり、不登校対策担当者やその他の教員等と情報を共有し、家庭との連携のもとで組織的な対応を行う。その際、担任及びその他の教員は、校内における役割や専門性に応じた適切な支援を行う必要がある。

スクールカウンセラーについては、学校における教育相談体制の充実の観点から、カウンセリングを通じた児童・生徒への心のケアや教職員・保護者への助言・援助等を行う。

スクールソーシャルワーカーについては、児童・生徒が置かれた環境に働きかけて、関係機関

等との連携を図り、児童・生徒の状態の改善に努める。

6 学校の対応

各学校は、以下の視点及び手順等により、不登校の早期対応及び解消に努める。

(1) 組織的な対応

ア 学校における不登校への対応は、その解決に向け、学級担任のみならず、学校内教職員が適切な役割分担の下、協力するとともに、関係機関と連携を図りながら行う。

イ 不登校の兆候が見られる児童・生徒及び不登校状態にある児童・生徒に対する働きかけの学校ルールを定め、学級・学年による対応の差が生じないようにする。

(2) 児童・生徒への積極的な支援（登校への働き掛け・学習支援）

ア 「不登校は誰にでも起こり得る」という認識の下、教員が、日常生活行動等の観察や面談、教育心理検査等の調査結果を活用し、不登校の前兆となるような児童・生徒の変化を見逃さないようにする。

イ 不登校の兆候が見られた児童・生徒に対しては、学校で情報を共有し、学校のルールに基づいて家庭連絡や見守りや励ましの声掛け、児童・生徒本人及び保護者との面談等を行い、不登校要因を把握し、その改善や解消を図る。

ウ 不登校状況の児童・生徒に対しては、継続した連絡、相談を行うとともに、各学校における適応支援・指導の工夫、外部人材を活用した支援等、通級方式による適応支援・指導の紹介等により、不登校児童・生徒の不安を軽減し、対人関係能力等を高め、学校復帰を図る。

また、不登校が継続・長期化した場合でも、通知文書や学習資料の提供を欠かさずに行い、学習意欲や集団への帰属意識を維持できるようにする。

(3) 不登校児童・生徒の登校に当たっての受け入れ体制

ア 学級復帰への不安解消や、欠席期間の学習内容の補充等を考慮し、部分登校や別室登校からの段階的な復帰等、児童・生徒の状況に応じた配慮を行う。

イ 在籍学級の雰囲気づくりだけでなく、学年や、その他の集団（委員会・部活動等も含む）においても、必要な配慮を行う。

(4) 不登校解消のための特別な対応

ア いじめ等が原因で、児童・生徒が学校に行きたがらない場合や、家庭内の要因で通学ができない場合等、その要因により不登校や長期欠席などの解決に必要な対応策は多様である。学校は、不登校の背景を十分認識し、児童・生徒理解に基づく効果的な対応に努める。

イ 集団での学習環境への復帰のためには、学級替え、転校、外部の学習活動機関の利用等の特別な対応を行うこともあり得る。その際は、児童・生徒や保護者の状況や要望を踏まえるとともに、客観的な状況把握や、心理・医療関係者などの専門的な意見等を参考として、教育委員会と十分な検討を行う。

(5) 幼・小・中の連携による情報の確実な引き継ぎ

ア 不登校及びその傾向のある幼児・児童・生徒に対し、発達の段階を捉えた切れ目のない支援を

行うため、幼稚園・保育園・小学校・中学校は、入学、進学期の情報交換や引継ぎシートの活用などを工夫して、支援に必要な情報の確実な引き継ぎを行う。

7 保護者との連携および支援

各学校は、不登校の予防・解消のため、保護者との十分な連携を図り、必要な支援を行う。

(1) 保護者への連絡

- ア 学校は、保護者との連絡や面談等を通して、児童・生徒の家庭での状況等を把握するとともに、児童・生徒に対する保護者からの励ましや声掛けが行われるよう働きかける。
- イ 不登校やその傾向がある児童・生徒やその保護者にとって、家庭訪問は学校の関心や熱意が伝わり、登校のきっかけともなる効果的な方法である。児童・生徒及び保護者の状況に配慮しつつ、継続的に実施するよう努める
- ウ 家庭への連絡や訪問においては、それぞれの状況に応じて、担任やその他の教員、管理職などが役割を分担し、効果的に行うとともに、特定の教員に過重な負担とならないよう工夫する。

(2) 保護者への支援

- ア 不登校やその傾向がある児童・生徒やその保護者に対しては、共感的に寄り添う姿勢をもつことが望ましい。
- イ 家庭の状況により、学校が直接の連絡、支援等を行うことが困難な場合、または福祉的な支援が必要と考えられる場合、スクールソーシャルワーカーを活用するなどし、福祉等の関係機関と連携して保護者に対する支援を行う。

8 地域及び関係機関等との連携

(1) 適応指導教室、自立支援教室の活用

不登校児童・生徒のうち、適応指導教室、自立支援教室に通級している児童・生徒は多くなく、自宅で過ごしている児童・生徒が多く存在している。

社会との接点をもたず自宅にひきこもるなどの状況は児童・生徒の成長の点から好ましくないため、関係機関等とも連携し、ひきこもり状態から適応指導教室、自立支援教室につなぐ取組を強化する。学校は、長期間欠席している児童、生徒及びその保護者に対して、適応指導教室、自立支援教室の役割等の説明を行う。入級を希望する場合、保護者は、学校、スクールカウンセラーと十分に相談し、すみだスクールサポートセンターに相談し、通級の手続きを行う。

(2) 福祉部局、民生児童委員、児童館等との連携

- ア 家庭が抱える課題が、児童・生徒の心や行動に及ぼす影響は大きいことに留意し、必要に応じて家庭への適切な支援を含めた対応を行っていくことが求められる。その際の、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会や生活困窮者自立支援制度の仕組み等も活用し、子育て支援総合センターや福祉部局、民生児童委員、児童館や関係機関等と連携した支援を推進する。

9 教育委員会の役割

教育委員会は、不登校の予防・解決のための各学校の取り組みの充実を図るとともに、不登校児童・生徒及びその保護者の支援を行うため、以下の役割を果たす。

(1) 不登校状況の把握及び情報の発信

- ア 児童・生徒の欠席状況を、各月の学校からの連絡票により集約する。特に、不登校状況の発生しやすい、入学・進学期や長期休業明けの状況については詳細に把握し、必要に応じて学校に情報提供を行う。
- イ 不登校問題にかかわる事例や対応策等の情報を、配布文書や各種担当者会等で定期的に発信し、教員等の意識啓発を進め、対応力の向上を図る。

(2) 教員の研修

- ア 「不登校対策担当者連絡会」を設置し、ブロックごとの情報交換や、関係機関との連携強化、不登校対策スーパーバイザーからの指導・助言を行う。
- イ 若手教員研修、生活指導主任研修、教育相談研修等、職層や専門課題における研修の中でも不登校対策について取り上げる。
- ウ 校内における研修においては、上記教育委員会による研修や不登校対策通信を基にOJT研修等に活用し不登校に対する教職員の意識啓発を図るとともに、対象児童・生徒の早期発見、相談等の対応力を高める。

(3) 児童・生徒・保護者が安心できる教育相談環境づくり

- ア 各学校にスクールカウンセラーを配置し、学校における心理的支援の充実を図る。
- イ 教育相談機関にスクールソーシャルワーカーを配置し、各学校からの申請に応じて、家庭訪問等による相談を行い、学校と保護者、関係機関等が連携した不登校対応を促進する。

(4) 適応支援・指導のための環境整備

- ア 学校外における適応支援・指導のために、教育相談機能を有した適応指導教室、自立支援教室を設置する。
- イ 適応指導教室、自立支援教室においては、児童・生徒の自己有用感を高め、学校復帰を図るための取組として、個々の児童・生徒の心理状態等に応じて作成した個別の支援プログラム等に基づき、体験的学習、基礎的学力の補充学習、ソーシャルスキルを高める学習等の指導の充実を図る。
- ウ 適応指導教室、自立支援教室は、通級する児童・生徒の状況について、連絡票や担任連絡会等を通して、学校、在籍校の担任と情報共有する
- エ 適応指導教室担当者は、必要に応じて、学校に訪問するなどして、不登校未然防止、早期対応について教職員に助言を行う。

(4) 保護者支援の推進

- ア 不登校児童・生徒の保護者を対象とした相談会（子供未来応援会）の開催し、保護者の不安解消及び家庭における学校復帰支援の充実を図る。